

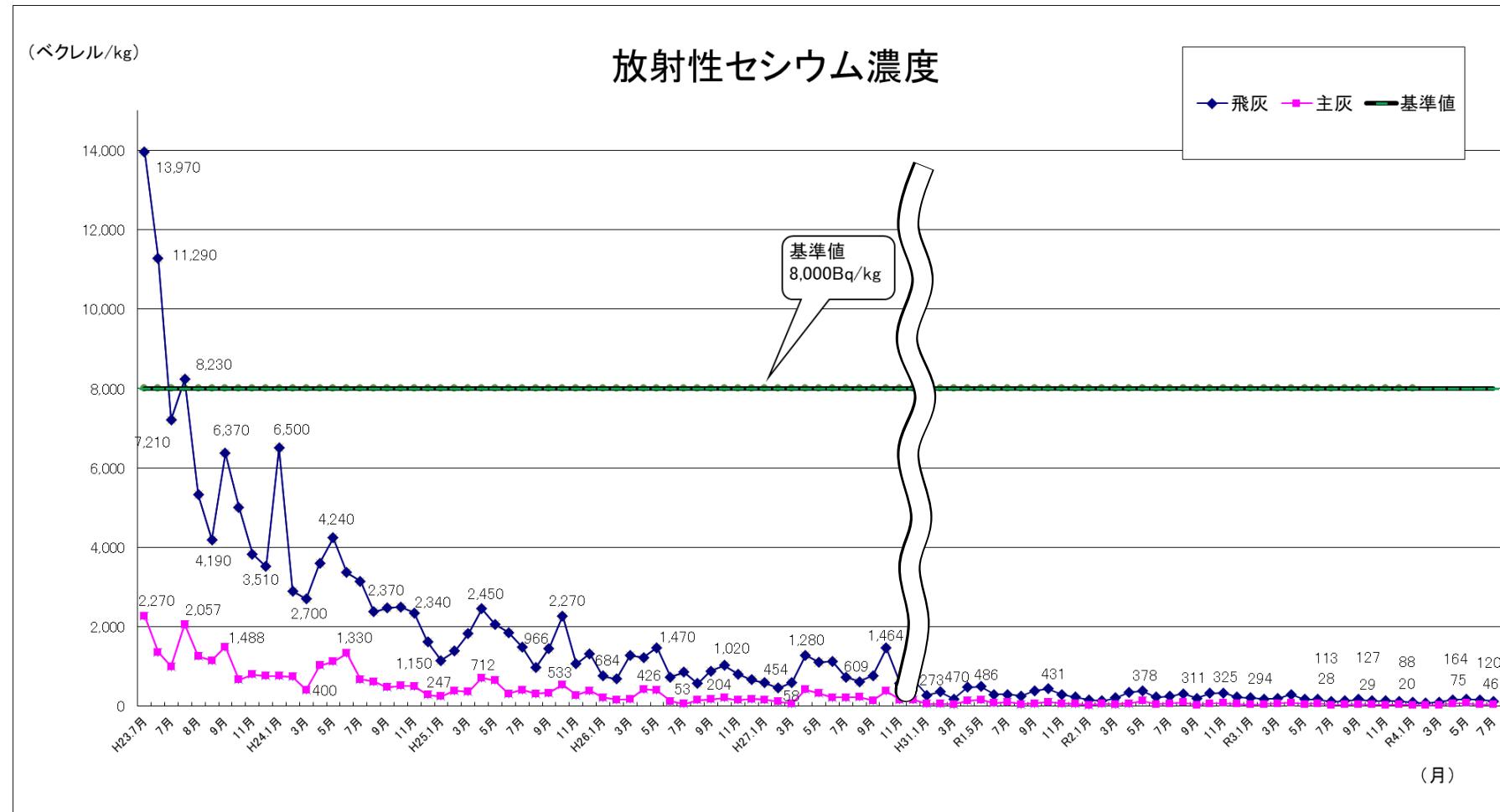
資料2

印西クリーンセンター放射性物質に関する報告

1 放射性物質の測定結果

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月1回測定しています。

- 焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウムの測定結果（セシウム134と137の合計値）



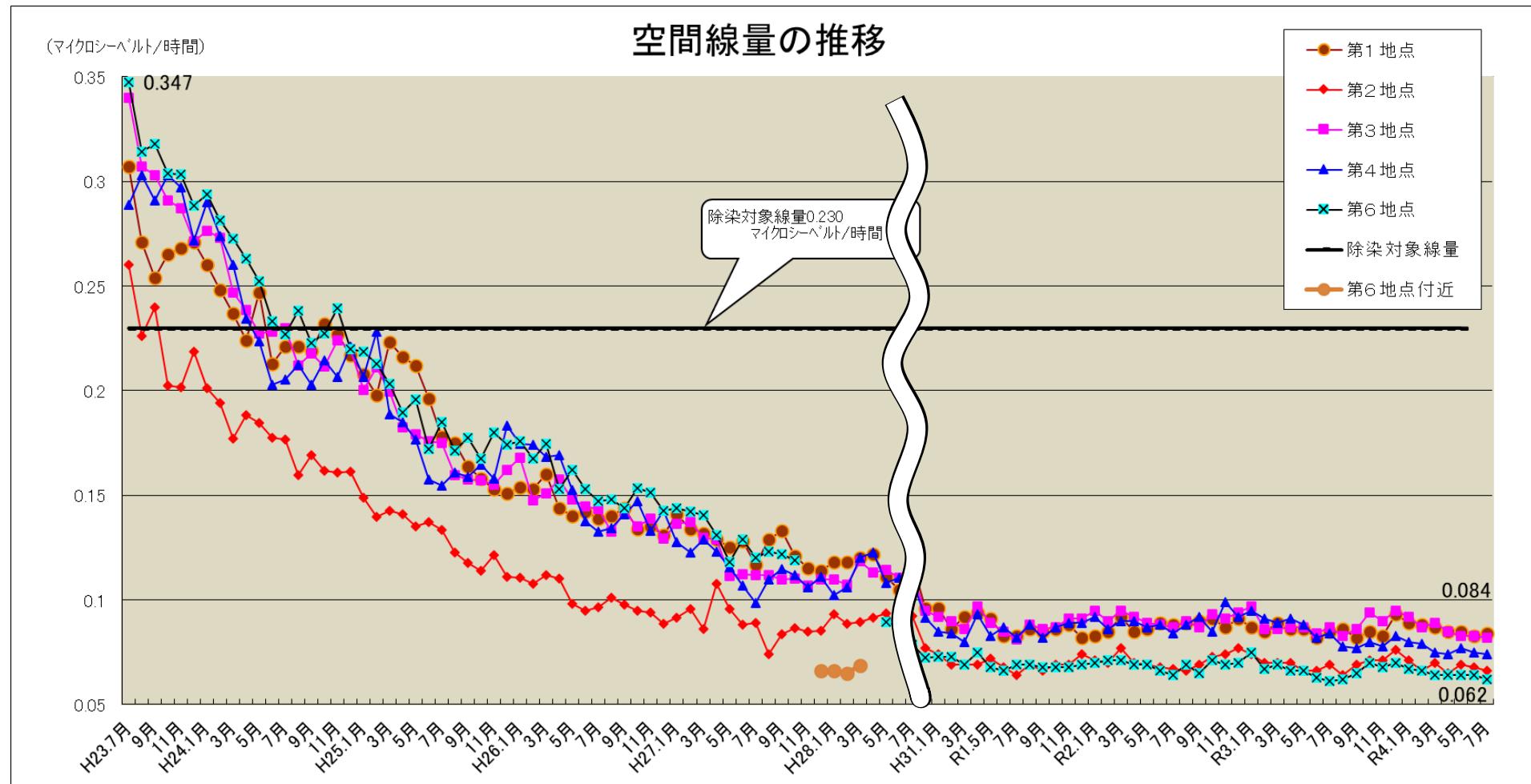
・排ガス中の放射性セシウムの測定結果（セシウム 134 と 137 の合計値）

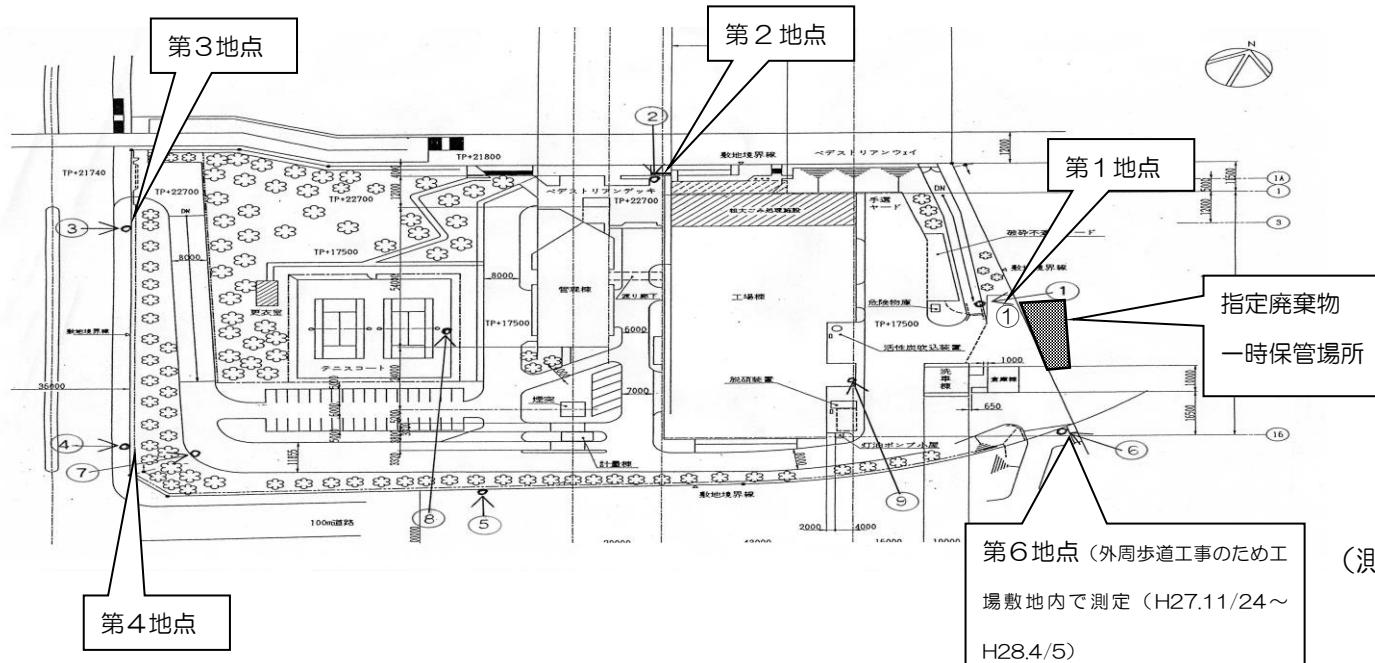
測定月	炉別	測定容器	分析の結果	検出下限値
令和 4 年 6 月	2号炉	ろ紙部	不検出	2(134又は137)
		ドレン部	不検出	同上
令和 4 年 7 月	1号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上

2 空間線量の推移

印西クリーンセンター敷地内及び敷地境界の9地点で週1回測定しています。

- 敷地境界5地点の空間線量月平均値（地上高 100cm）





※指定廃棄物（飛灰）の保管状況について
基準値（8,000Bq/kg）を超えた飛灰（平成
23年7月、8月発生の指定廃棄物）は130
tあり、令和元年度にドラム缶（252缶）を
フレコンバックに梱包し、既存のフレコンバ
ック（120袋）と一緒に、一時保管していま
す。この指定廃棄物は国が処分するものです。

（測定位置図）

【放射線測定器の点検期間中の測定について】

放射線測定器（環境放射線モニタ PA-1000 Radi）は年1回専門業者へ点検に出しています。

3 燃却灰の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

(令和4年度：7月末現在)

令和4年度計画処理量	埋立量
5,364 t／年	<ul style="list-style-type: none">• 4月 465 t• 5月 557 t• 6月 490 t• 7月 473 t <p>計 1,985 t</p> <p>印西地区一般廃棄物最終処分場 埋立容量 402,200 m³ 埋立量 107,841 m³ 残余容量 294,359 m³ 埋立率 26.81%</p>

資料 3

○令和 4 年度次期中間処理施設整備事業の進捗状況について

(令和 4 年 7 月末時点)

1. 施設整備について

- ・関係機関協議：道路・上下水道・雨水排水・電気・ガス等（継続）
- ・設計：要求水準書・実施方針等作成、実施方針公表
事業者選定委員会調査審議（令和 4 年度：4 回予定）
- ・環境影響評価：現地調査（継続）、現地調査とりまとめ、準備書作成
都市計画原案作成、公告・縦覧

2. アクセス道路について

- ・設計業務：令和 2 年 11 月契約・令和 4 年 8 月完了予定
- ・用地買収：用地買収価格決定、税務協議、用地交渉

3. 地域振興策について

- ・基本計画：地域振興策基本計画（第 2 回変更）策定
- ・用地買収：用地買収価格決定、税務協議、用地交渉

4. 水道事業について（印西市水道課）

- ・費用負担契約締結：7 月締結
- ・設計業務、工事施工：令和 5 年 3 月完了予定

5. 下水道事業について（印西市下水道課）

- ・工事施工：9 月契約予定、令和 5 年 2 月完了予定

6. 用地管理業務

- ・次期施設用地草刈（第 1 回）：4 月契約・5 月完了
(第 2 回)：9 月契約予定・11 月完了予定（繁茂状況による）
- ・地域振興策用地草刈：10 月契約予定・令和 5 年 3 月完了予定（買収状況による）

令和4年度 次期中間処理施設整備事業のスケジュールについて

破線表示は令和4年7月末時点での変更箇所

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設整備事業基本設計、建設工事発注支援、環境影響評価業務		関係機関協議 設計 環境影響評価	道路・上下水道・雨水排水・電気・ガス等 要求水準書・実施方針等 現地調査、現地調査とりまとめ、準備書作成									
						事業者選定委員会調査審議						
							都市計画原案作成、公告・縦覧					
アクセス道路												
設計業務		設計、軟弱地盤解析										
用地買収		用地買収 価格決定				税務協議、用地交渉						
地域振興策												
基本計画				第2回変更策定								
用地買収		用地買収 価格決定				税務協議、用地交渉						
水道事業				負担契約締結	設計 (第1工区実)	施設計・第1工区水管橋実施 (第3工区)						
下水道事業									施工			
用地管理業務	次期施設用地草刈			次期施設用地草刈								
						地域振興策用地草刈						

※次期中間処理施設稼働開始:令和10年度予定

資料4

memo

ICC-議題-20220903

回答は文書で

1. 指定廃棄物の件

- (1)2022年3月29日に要望書を提出して以降の進捗状況は
(2)今年度の環境省職員による保管状況の確認は終了したか。

2. 表-7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)で、測定方法の「JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を利用し測定)」はありえない、間違った表記である。正常な表記に訂正されたい。

代表者会議で取り扱う内容ではない。

令和3年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書の資料編にデータが流用されているけれども、当然対象となる。

3. ごみ処理の有料化に関して

- (1)白井市廃棄物減量等推進審議会の答申により、ごみ処理経費の有料化が話題になっている。
(2)ごみ処理基本計画検討委員会で、有料化に関して6月からの進捗はあるのでしょうか。

4. 届出項目の報告

「PRTR、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集などの届出や連絡を行ったら直近の環境委員会で報告をいただきたい」ということに関して、検討されたか?記載すると混乱するということを指摘しているが、明確に記載すれば、混乱は除外できると思われる。検討すべきであろう。

5. 住宅宿泊事業者(民泊)の件

「a)構成市町は住宅宿泊事業者(民泊)の存在を把握しているか。b)住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか

6. 組合の地球温暖化対策実行計画(第2次)と印西市の第3次印西市環境基本計画(案)の整合性の件

組合の「地球温暖化対策実行計画(第2次)(平成28年8月)」と印西市の「第3次印西市環境基本計画(案)」との整合性(特に温室効果ガスで)は取れているのか?

温室効果ガス排出量の算定で因数をかけ、印西市分を按分していることであるが、排出量の正確性や因数の妥当性などの確認結果等の説明を求める。

7. 環境影響評価の件

(1)「h)印西地区衛生組合で生産されるし渣の処理も行う予定か」への回答は「処理予定」という回答があった。船橋市と金沢大が連携して船橋市の下水中的新型コロナウイルス遺伝子を調査した結果で新型コロナウイルス遺伝子が検出されたという報告があることから、印西地区衛生組合で処理しているし渣に含まれている可能性は杞憂であろうか。

塩野義製薬と島津製作所の協業、欧米では、都市の下水中的新型コロナウイルスを定期的にモニタリングを行っていることを踏まえたものである。

ごみ処理基本計画が改訂中であることから、処理を再考すべきタイミングであると思われるが、いかがか。

8. アクセス道路と地域振興策対象区域に関して

組合ホームページで、「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第2回変更(案)に対する意見公募(パブリックコメント)」と「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第2回変更を策定」という公告が掲載された。

地域振興策の対象地域とアプローチゾーンを含むアクセス道路の形態が大きく変更されている理由はいかなるものか

memo

9.印西地区環境整備事業組合の令和4年第1回議会定例会（令和4年2月10日）の議事録で、協定値に関して「(後からダイオキシン値の規制も加わったりしていると思うのですけれども、それについての話合い、協議は都度、その環境委員会と決めて規制値を見直すなりなんなりしてきたということでよろしいでしょうか。) 環境委員会と話合いを行い、数値のほうは設定しています。」と、答弁しているが、事実と異なるため、訂正すべきである。

10.印西地区ごみ処理基本計画検討委員会が設置され、活動しているが、組合ホームページへの情報の掲出が遅いのはいかなる理由か？

11.組合ホームページの「次期中間処理施設整備事業の経緯・経過」において、令和3年度と令和4年度が追加されているが、情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みとしては不充分であると思われる。

改善を望むものである。
また、次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会が設置されることから、情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みをさらに加速することが必要であると思われる。

○自治会側からの質問事項に対する回答書（令和4年度第2回環境委員会）



質問事項	回答
<p>1 指定廃棄物の件について</p> <p>(1) 2022年3月29日に要望書を提出して以降の進捗状況は。</p> <p>(2) 今年度の環境省職員による保管状況の確認は終了したか。</p>	<p>1</p> <p>(1) 指定廃棄物の処理に関する5市(松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市)連名による要望書につきまして、その後の進捗を印西市に問い合わせたところ、「特に進捗はございません」との回答がありました。</p> <p>(2) 毎年、環境省職員により、現場の保管状態の確認を行っていますが、今年度は、6月21日に立会い検査を行い、異常はありませんでした。</p>
<p>2 表-7)排ガス中の重金属測定(調査測定)で、測定方法の「JISK-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJISK-0083を利用し測定)」はありえないでの正常な表記に訂正されたい。</p> <p>代表者会議で取り扱う内容ではない。</p> <p>令和3年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書の資料編にデータが流用されているけれども、当然対象となる。</p>	<p>2</p> <p>カルシウム、銅、亜鉛の物質はJISK 0083の分析対象物質にはないものの、排ガス中の重金属分析方法としてJIS規格化されています。</p> <p>これまで「JISK 0083」の分析方法により測定してきた実績があり、対比できることから、引き続き「JISK 0083」による分析方法を用いて測定を行い、管理して行きたいと考えています。資料の記載方法につきましては、ご意見を伺い決定して行きたいと思います。</p>
<p>3 ごみ処理の有料化について</p> <p>(1) 白井市廃棄物減量等推進審議会の答申より、ごみ処理経費の有料化が話題になっている。</p> <p>(2) ごみ処理基本計画検討委員会で、有料化に関して6月からの進捗はあるのでしょうか。</p>	<p>3</p> <p>印西地区ごみ処理基本計画検討委員会内でも各委員から有料化時の減量化に対する有効性についてご意見を頂いているところではございますが、具体的な実施方法や時期などについては現状では未定となっております。</p>
<p>4 届出項目の報告について</p> <p>「PRTR、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等などの届出や連絡を行ったら直近の環境委員会で報告をいただきたい」ということに関して検討されたか。</p> <p>記載すると混乱するということを指摘しているが、明確に記載すれ</p>	<p>4</p> <p>前回回答と同様となります。質問のPRTR、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果につきましては、環境委員会へ報告しているダイオキシン類濃度の測定結果を前年度分の実績として毎年県へ報告しているものです。よって最新の情報は、すでに環境委員会へ報告させていただいております。</p>

ば、混乱は除外できると思われる。検討すべきであろう。

また、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等などの資源物については、クリーンセンターへ運び込まれずに他で処理されるため、操業報告として記載をしておりません。

まとめページへの記載は、該当期間内における会議資料内の測定結果について簡易的に示すものになりますので、委員会資料で触れていない内容について記載をすることは混乱が生じるため、差し控えさせていただきたいと考えています。

5 住宅宿泊事業者(民泊)の件について

- a. 構成市町は住宅宿泊事業者(民泊)の存在を把握しているか。
- b. 住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているか。
について回答があったが、その後の進捗状況はいかがですか。

5

各構成市町に問い合わせたところ、それぞれ次のとおりとのことです。

【印西市】

- a. 県のホームページにて把握しています。
- b. 令和4年5月に、住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業者の責任において処理するよう通知をしております。その後の進捗は特にございません。

【白井市】

前回回答時と同様の状況であり、千葉県がまとめている施設一覧(R4.3.25 時点)により市内に届出受理施設はないものと確認しており、引き続き、排出されるごみの適正処理についてホームページに掲載し周知を図っています。

【栄町】

- a. 過去の環境委員会でも回答していますが、住宅宿泊事業者(民泊)の存在については、県のホームページで確認しています。
- b. 栄町では、4件の登録状況があり、前回と変わりません。現在、2件は、住宅宿泊施設として運用されておりません。また、2件は、民泊施設として運用されておりますので管理者に対し、民泊施設から排出されるごみは、集積所に置かずに事業系ごみとして、事業者が適正に処理するよう指導しており、民泊施設から家庭ごみとして排出されていないことを確認しております。

6 組合の地球温暖化対策実行計画(第2次)と第3次印西市環境基本計画(案)の整合性の件について、組合の「地球温暖化対策実行計画(第2次)(平成28年8月)」と印西市の「第3次印西市環境基本計画(案)」との整合性(特に温室効果ガス)は取れているのか。温室効果ガス排出量の算定で因数をかけ、印西市分を按分していることであるが、排出量の正確性や因数の妥当性などの確認結果等の説明を求める。	6 「第3次印西市環境基本計画(案)」における印西クリーンセンターの温室効果ガス排出量は、環境省の一般廃棄物処理実態調査に因数をかけ、印西市分を按分して算出したものです。 組合の「地球温暖化対策実行計画(第2次)」の温室効果ガスの排出量は、印西クリーンセンターで処理をした一般廃棄物の焼却量や組合で使用した電気の使用量、公用車等の燃料使用量から環境省・経済産業省の算定マニュアルを基準に算定したものです。 どちらも、妥当性があるものと思われます。
7 環境影響評価の件について (1)「印西地区衛生組合で生産されるし渣の処理も行う予定か」への回答は「処理予定」という回答があった。船橋市と金沢大が連携して船橋市の下水中の新型コロナウイルス遺伝子を調査した結果で新型コロナウイルス遺伝子が検出されたという報告があることから、印西地区衛生組合で処理しているし渣に含まれている可能性は杞憂であろうか。塩野義製薬と島津製作所の協業、欧米では都市の下水中の新型コロナウイルスを定期的にモニタリングを行っていることを踏まえたものである。 ごみ処理基本計画が改訂中であることから、処理を再考すべきタイミングであると思われるが、いかがか。	7 (1)新型コロナウイルス対策につきましては、国等の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づいた処理を次期中間処理施設においても行っていく予定としております。 現在は、し尿処理の過程で人体に感染するといった検証がなされていない状況であることから、国、県等の動向を注視しながら印西地区衛生組合との協議を進めてまいります。 以上のことからも現在改訂中のごみ処理基本計画については、処理を行うこととして検討しております。
8 アクセス道路と地域振興策対象区域について 組合ホームページで、「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第2回変更(案)に対する意見公募(パブリックコメント)」と「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第2回変更を策定」という公告が掲載された。地域振興策の対象地域とアプローチゾーンを含むアクセス道路の形態が大きく変更されている理由がいかなるものか。	8 アプローチゾーンは、市道 00-122 号線から地域振興策開発エリアの台地部に至るまでのアクセス道路の隣接地に広大な花畠を整備(季節の花)するもので、来訪者を出迎えるゾーンとして、地域振興施設のイメージアップ、一般通行者に対する誘引力等の効果を狙い、地域振興策の対象地域に必要な用地を追加したものです。 なお、アクセス道路の形態についての変更はありません。

9 印西地区環境整備事業組合の令和4年第1回議会定例会(令和4年2月10日)の議事録で、協定値に関して「(後からダイオキシン値の規制も加わったりしていると思うのですけれども、それについての話合い、協議は都度、その環境委員会と決めて規制値を見直すなりなんなりしてきたということでおろしいでしょうか。)環境委員会と話合いを行い、数値のほうは設定しています。」と答弁しているが、事実と異なるため訂正すべきである。	9 協定値などの決定については、環境委員会を通して協議など意見交換を行い、変更を含め、住民側、組合側双方の了解を経て、協定書別表7に設置させていただいたところです。
10 印西地区ごみ処理基本計画検討委員会が設置され、活動しているが、組合ホームページへの情報の掲出が遅いのはいかなる理由か。	10 印西地区ごみ処理基本計画検討委員会の内容のホームページへの掲載につきましては、会議後に議事録を作成し、議事録の確認が完了した時点での情報を掲載しているため、会議終了後からある程度お時間を頂いているところでございます。
11 組合ホームページの「次期中間処理施設整備事業の経緯・経過」において、令和3年度と令和4年度が追加されているが、情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みとしては不充分であると思われる。改善を望むものである。 また、次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会が設置されていることから、情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みをさらに加速することが必要であると思われる。	11 次期中間処理施設整備事業については、平成25年度以降、用地検討委員会、施設整備基本計画検討委員会及び地域振興策検討委員会の計画策定において、検討過程における民意の反映及び透明性の確保を図るべく、住民参加型の取組のもと、当該計画の検討を進めております。 現在は、これまでの間に策定した施設整備基本計画、地域振興策基本計画に基づき、具体的な検討を進めているところであり、情報の公開にあっては、検討過程にあることにより、正確な情報として伝わらないおそれがある場合や、施設の設計では、事業者の公平な競争を阻害するおそれがあるものなど、公表を控えさせていただくことがあることについて、ご理解くださいますようお願いいたします。 なお、各種の検討により決定し、実施する諸手続きの過程により、公表することが可能となるものについては、当組合ホームページ等を通じ、都度住民の皆様方に公表させていただきます。